



平成 29 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 木 下 榮 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、北海道に所在する農協等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関する独占禁止法違反行為によりまして、愛媛県土木部より、本日付にて下記のとおり建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、今回の処分を厳粛に受け止め、今後、より一層法令遵守の徹底を図るとともに、信頼回復に全社を挙げて努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 営業停止期間

平成 29 年 2 月 8 日～平成 29 年 3 月 9 日までの 30 日間

3. 業績への影響

適時開示規則に基づき必要がある場合には、速やかに情報開示いたします。

以 上

注 1. 「建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び機械器具設置工事を請け負う営業をいいます。

注 2. 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

注 3. 「民間工事」とは、上記注 2. 以外の建設工事をいいます。

注 4. 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいいます。